

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人システムアシュアランス協会定款第7条に基づき、入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、次のとおりとする

- | | |
|----------|-----|
| (1) 正会員 | 5万円 |
| (2) 賛助会員 | 1万円 |
| (3) 名誉会員 | 無料 |

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 正会員 | 8万円 |
| (2) 賛助会員 | 4万円 |
| (3) 特別会員 | 無料 |

(会費の納入期日)

第4条 前2条の入会金及び会費は、毎年6月30日までに、協会に納入しなければならない。

2 賛助会員は、入会時に前条の入会金及び会費を協会に納入しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月18日から施行する。

以上